

在宅医療従事医師育成事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、地域医療介護総合確保事業（医療分）補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき実施する在宅医療従事医師育成事業について、補助の要件等を定めるものである。

なお、本事業は、育成プログラム等に基づき、在宅医療に従事する医師を育成する医療機関等を支援することにより、在宅医療の担い手となる医師を確保することを目的とする。

(申請者の要件)

第2 申請者は、次に掲げる要件を満たす宮城県内の医療機関又は団体（以下「医療機関等」という。）とする。

- (1) 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会が認定する後期研修プログラムを運営する医療機関等
- (2) 一般社団法人日本専門医機構が認定する総合診療専門研修プログラムを運営する医療機関等
- (3) (1) 又は (2) に相当するものと認められる在宅医療に従事する医師の育成のためのプログラムを運営する医療機関等
- (4) 上記 (1) から (3) までに該当する医療機関等の連携施設

2 本事業により育成する医師（以下「指導対象医師」という。）は、平成30年4月1日までに育成プログラム等に基づく育成を開始し、平成30年度に本事業による補助金の交付を受けて育成した医師とし、補助対象期間は育成プログラム等の研修期間とする。

(補助対象経費等)

第3 補助の対象とする経費及び補助率は、別表に定めるとおりとする。この時、別表第2欄に定める算出額の合計と、第3欄に定める基準額とを比較し、少ない方の額を選定するものとする。

2 第1項の規定により算出された額の合計額が本事業に係る予算額を超える場合には、必要な調整を行うものとする。

(交付の申請)

第4 補助金の交付申請に当たって、要綱第3第2項(4)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療従事医師育成事業実施計画書（要領様式第1号）
- (2) 一般社団法人日本プライマリ・ケア連合学会又は一般社団法人日本専門医機構が認定する研修プログラム等
- (3) 在宅医療従事医師育成事業実施計画明細書（要領様式第2号）

(実績報告)

第5 補助金の実績報告に当たって、要綱第6第2項(5)に規定するその他参考となる書類は、次のとおりとする。

- (1) 在宅医療従事医師育成事業実績報告書（要領様式第3号）
- (2) (1) を証する支出関係書類
- (3) 補助対象医師及び補助対象事務員の勤務状況や従事内容が確認できる書類
- (4) 指導対象医師に対する研修状況が確認できる書類

附 則

- 1 この要領は、平成27年1月19日から施行し、平成26年10月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成26年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成28年10月17日から施行し、平成28年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成28年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成29年10月3日から施行し、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成29年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成30年11月30日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、平成30年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和元年11月22日から施行し、平成31年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和元年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和3年1月12日から施行し、令和2年4月1日から適用する。
- 2 この要領は、令和2年度以降の各年度において、本事業に係る予算が成立した場合に、当該事業にも適用するものとする。

(別表)

補助対象経費	補助対象経費の算出方法	基準額	補助率
イ 育成プログラム等に基づき指導を行う医師の給与費	補助対象となる医師の給与費（給料、手当、法定福利費（事業者負担））に、当該医師の全業務に占める本事業関係業務の割合を乗じて得た額	2,253千円 なお、指導対象医が2人以上の場合、2人目以上は1人につき1,000千円を加算する	10/10
ロ 育成プログラム等の管理運営を行う事務員の給与費	補助対象となる事務員の給与費（給料、手当、法定福利費（事業者負担））に、当該事務員の全業務に占める本事業関係業務の割合を乗じて得た額	1,000千円	
ハ 育成プログラム等に基づき在宅医療に従事する医師の育成を行う医療機関等が相互に連絡調整を行うための会議等の開催経費	会議開催のための経費（報償費、需用費、食糧費、役務費、使用料・賃借料）	300千円	
ニ 育成プログラム等の充実に向けた指導を行う医師の講習会等の受講経費	講習会等の受講に係る経費（旅費、負担金）		